こども医療費無料制度を国の制度として創設を求める意見書

意見趣旨

必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠です。自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2019年12月1日時点で、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で91%、「入院」で96.8%に達しています。また、本村では「どの子も安心して受けられる医療で元気に子育てを」という願いが叶い、県内で先駆けて高校卒業まで医療機関での支払いが不要な「現物給付」を2018年12月から実施したことに対して、子育て世代家族に大変喜ばれています。さらに、沖縄県は2022年度から通院時に係る費用の助成対象を「中学校卒業まで」に拡充をする方針を発表しています。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府は、ペナルティー(国民健康保険国庫交付金の削減)の一部(就学前まで)を廃止しました。長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。

2018年度の沖縄県による小中学生調査でも、困窮世帯25.0%、経済的理由で受診できなかった率が小学校5年生で8.4%(大阪は2.5%)子どもの医療費助成制度を一日も早くさらに広げる必要があります。

私たちは、「どの子も安心して受けられる医療で元気に子育てを」という願いをもとに、子ども医療費無料制度を窓口での立て替え払いなしに広げるために、国によるペナルティー全廃、国の制度創設を求めるものです。

意見項目

- 1. こどもの医療昔助成制度を現物給付にした市町村の国民健康保険国庫交付金の削減(ペナルティー)は、すべて廃止すること。
- 2.18歳まで国の医療費無料制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3(2021)年9月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣